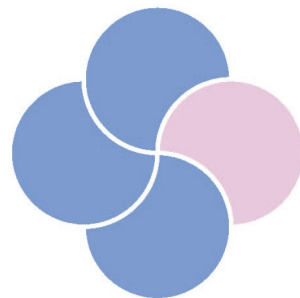


京都経営主催 新春税制改正セミナー 第1部

平成21年度
税制改正セミナー
～中小企業関係税制～



KYOTO KEIEI

税理士法人 **京都経営**
株式会社 **京都経営** コンサルティング

取締役 **中見 大督**

E-mail:nakami@kyotokeiei.com

<http://www.kyotokeiei.com>

■2009年度予算財務省原案 ()内は前年当初予算比

歳入	税金	46兆1030億円 (▼13.9%)
	新規国債発行	33兆2940億円 (31.3%)
	その他の収入	9兆1510億円 (2.2倍)

歳出	一般歳出	51兆7310億円 (9.4%)
	国債費	20兆2437億円 (0.4%)
	地方交付税など	16兆5733億円 (6.1%)

一般会計総額
88兆5480億円 (6.6%)

過去最大の予算

■2009年度予算を一般家庭に例えると・・・

夫の年収(税金) 461万円	↓ 75万円	92万円 ↑ 50万円	カードローン(新規国債発行額) 333万円	↑ 80万円
-------------------	--------	----------------	--------------------------	--------

ローン残高5800万円
↑180万円

↳ 妻のヘソクリ(その他収入)

住宅ローン返済 (国債費) 202万円 ↑ 8000円	田舎へ仕送り (地方交付税) 166万円 ↑ 10万円	医療費など (社会保障) 248万円 ↑ 30万円	教育費 (文教科学振興) 52万円 ↓ 8000円	リフォーム (公共事業) 70万円 ↑ 3万円	防犯対策 (防衛) 48万円 ↓ 600円	その他 100万円
--------------------------------------	--------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	----------------------------------	--------------------------------	--------------

住宅

住宅ローンの減税

10年間で、一般住宅は最大500万円、200年住宅は最大600万円を控除

年金

厚生年金の保険料率上げ

労使折半で月給・賞与の15.35%→15.704%に
(月収20万円の場合、1万5350円→1万5704円に)

国民年金保険料引き上げ

上げ幅は月250円。(4月から)現行は1万4410円

働

雇用保険料引き下げ

労使折半で賃金総額の1.2%→0.8%に
(月収20万円の場合、月1200円→800円)

出産

出産前の健診費用を軽減

現行5回までを14回までに。4月から順次拡大

自動車

低公害車の税免除

ハイブリッド車や電気自動車を新車で買った場合に
自動車重量税・取得税を免除



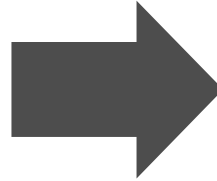
今年度からの**3年間**のうちに
景気回復を最優先で実現する。

- ① 住宅投資を活性化させる。
- ② 自動車の買換え・購入需要を促進させる。
- ③ 設備投資を促進させる。
- ④ 中小企業対策を強化する。
- ⑤ 金融市場を活性化させる。



現 行

年800万円超の所得 30%
年800万円以下の所得 22%



改正後

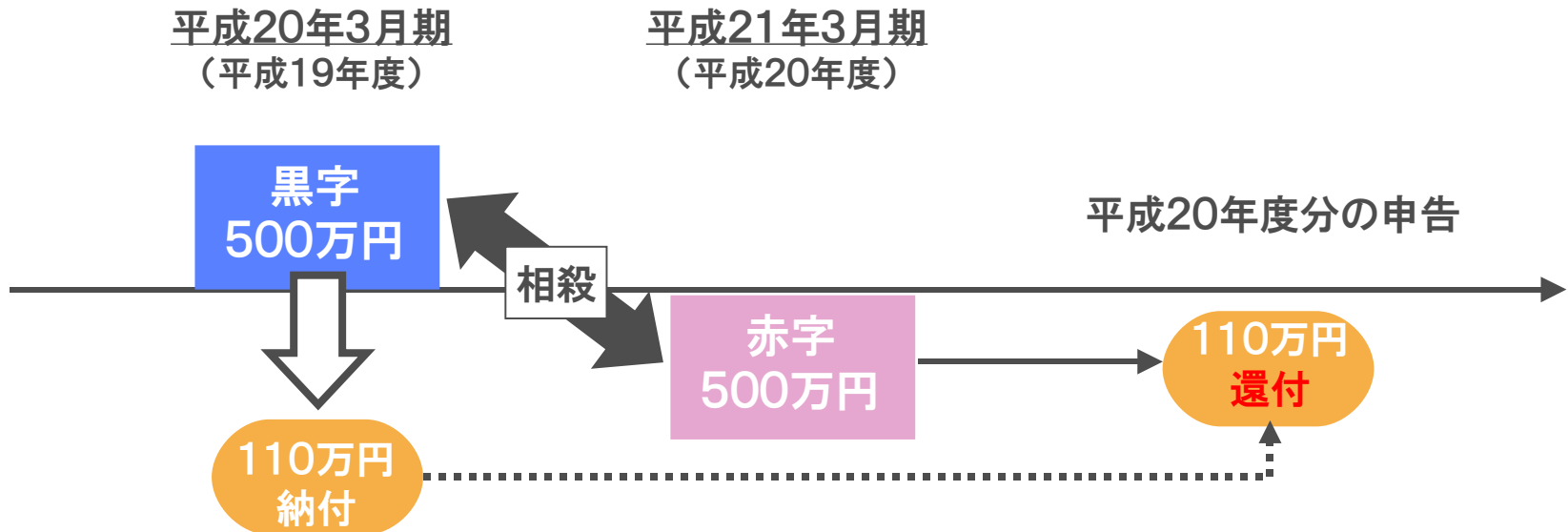
年800万円超の所得 30%
年800万円以下の所得 18%

軽減税率
適用部分

- ★中小法人等とは資本金の額が1億円以下の普通法人のことなどをいいます。
- ★資本金の額は決算日時点の金額で判定します。
- ★H21. 4. 1－H23. 3. 31に終了する事業年度に適用されます。

- 前年度は黒字だったが経営が悪化して今年度に赤字に陥った場合、前年度に納税した法人税の還付を受けることができる。

3月決算法人の場合



★資本金1億円以下の中小法人に限ります。

★H21. 2. 1以後に終了する各事業年度から適用されます。

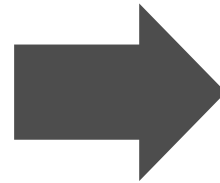
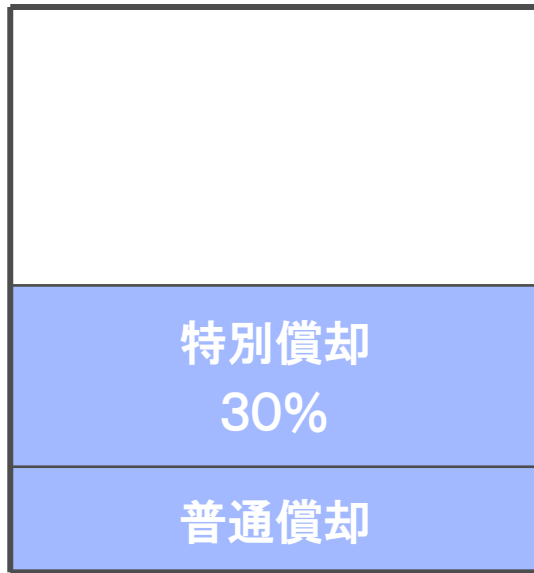
●設備投資を行ったときに受けられる優遇措置

対象法人		卸売業・小売業・飲食店業・特定のサービス業 を営む中小企業者
対象資産		機械装置・器具備品 注)飲食店は特定の器具備品が対象
金額要件	機械装置	1台・1基当たりの取得価額が 280万円以上
	器具備品	1台・1基当たりの取得価額が 120万円以上
特例内容	取得	取得価額の 30%の特別償却 or 7%の税額控除
	リース	リース費用の総額の 7%の税額控除

★全て新品取得(リース)に限ります。

●省エネ設備等の投資をした際の優遇措置

現 行



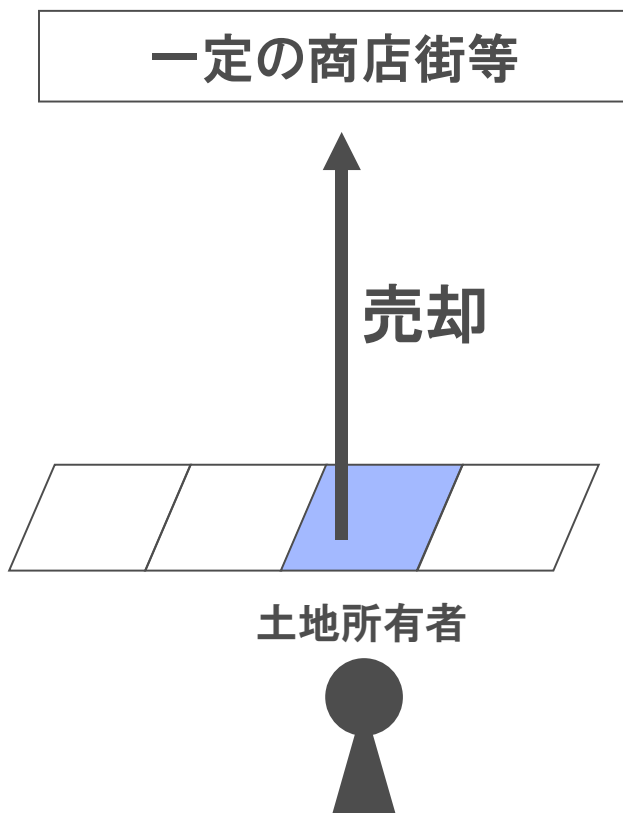
改正後



即時償却

- ★対象資産は高効率電動熱源機(ヒートポンプ)や太陽光発電装置などです。
- ★新品取得に限ります。
- ★適用期限はH23. 3. 31までです。

- 経済産業大臣の認定を受けた商店街等に土地を売却した場合に譲渡所得から1,500万円を所得控除する制度



認定要件

- 商店街活性化法(仮称)に基づく計画の認定を受けた事業であること。
- 以下の3つのいずれかを満たしていること。
 - ・高度化融資を受けていること
 - ・建物の建設に係る補助金を受けていること
 - ・日本政策金融公庫からの融資を受けていること
- 公共用の施設(コミュニティ施設等)を設置すること

土地の譲渡所得から
1,500万円を控除

1. 上場株式の配当所得・譲渡所得の軽減税率 延長

【平成23年12月31日まで】

軽減税率10%（所得税7%・住民税3%）を **3年間継続**（源泉徴収税率も10%）

2. 上場株式の「譲渡損」と「配当所得」との損益通算

【平成20年税制改正で決定】

	~H20. 12	H21	H22	H23	H24. 1~
税率	10%	10%（源泉徴収税率も10%）			20%
損益通算	—	上場株式の「譲渡損」と「配当」の損益通算 H21. 1~ 確定申告による対応 H22. 1~ 源泉徴収口座内における損益通算を可能			預金や公社債 利子や譲渡損益も 損益通算可

上場株式の配当とは

- ① 金融商品取引所に上場されている株式等の配当等
- ② 公募証券投資信託（公社債投資信託を除く。）の配当等
- ③ 特定投資法人の投資口の配当等 をいいます。

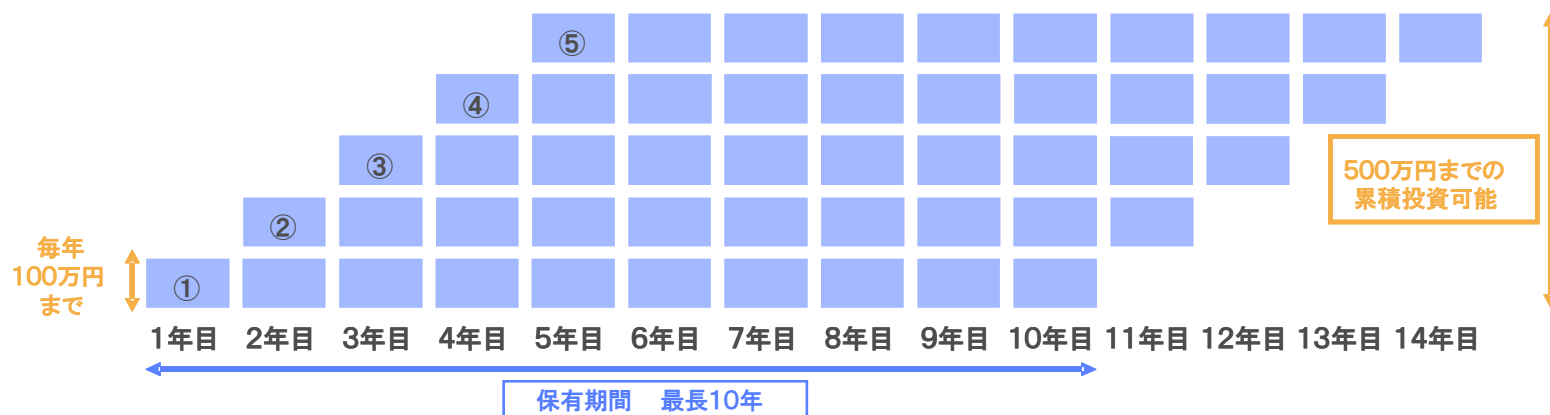
金融所得一体化を

3. 少額投資優遇制度の創設

【平成24年1月1日から予定】

一定の要件に該当する場合において、少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設される予定

- ① 居住者等(満20歳以上の者に限る)は、**非課税口座**を開設できるものとする。
- ② 非課税口座とは、本措置の施行の日から**5年内の各年**において**1年につき1口座**を開設できる。
(ただし、1口座につき、開設した日からその年の12月31日までに、**取得価額が100万円**までを上限とする)
- ③ 非課税口座を開設した日の属する年の1月1日から**10年内**に生じる上場株式等に係る**配当所得及び譲渡所得**に対して**所得税及び住民税は非課税**。



- 年間投資額は、100万円を限度とし、非課税口座は、5口座(1年間に1口座)まで開設可能
- 保有期間中(最長10年)の配当及び譲渡益は非課税
- 途中売却は自由。ただし、売却部分の枠は再利用不可。

4. 金融所得課税の一体化(イメージ)

【H21~H23】

預貯金利子 +
公社債利子 +
公社債投信の分配金 +

源泉分離課税(20%)

公社債、公社債投信の
譲渡益 +
譲渡損 -

非課税

上場株式の配当 +
株式投信の分配金 +

上場株式、株式投資の
譲渡益 +
譲渡損 -

分離課税(10%) + 損益通算

【H24. 1~】
金融所得課税
の一本化

預貯金利子 +
公社債利子 +
公社債投信の分配金 +

公社債、公社債投信の
譲渡益 +
譲渡損 -

上場株式の配当 +
株式投信の分配金 +

上場株式、株式投資の
譲渡益 +
譲渡損 -

分離課税(20%) + 損益通算
少額投資優遇制度

